相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西村山郡河北町西里一八九一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　庄司　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
山形市旅篭町二丁目一番三六号　第三井菱ビル一〇五
相続財産管理人　弁護士　阿部　定治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市中里一六五番地一、最後の住所茨城県水戸市三の丸二丁目三番三―三〇一号エムワイビル
被相続人　亡　鈴木　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市大塚四八八番地、最後の住所東京都八王子市大塚一六九番地
被相続人　亡　井上　文吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区新田一丁目三番地二、最後の住所東京都足立区新田一丁目五番一三号
被相続人　亡　島田㊞志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号―五階飯塚総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市嘉久志町イ一四〇八番内第一地、最後の住所島根県江津市嘉久志町イ一八二二番地三
被相続人　亡　田中　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
東京都港区虎ノ門二丁目一一番九号コンシェリア虎ノ門七〇四
相続財産管理人　弁護士法人佐和法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市神明石四八番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目三三番一―三三一号
被相続人　亡　大内　明恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所東京都港区赤坂二―二一永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区東堀前通十番町一七九四番地、最後の住所東京都杉並区高井戸西一丁目五番三八―二〇一号
被相続人　亡　大瀧　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市上連雀四丁目五〇八番地、最後の住所東京都三鷹市上連雀四丁目一〇番五号
被相続人　亡　小美濃キチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区佐賀一丁目二四番地、最後の住所東京都江東区東陽三丁目二二番二―四〇五号
被相続人　亡　江川ヤエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所東京都千代田区神田司町二―八―四吹田屋ビル七階あぽろ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森田　憲右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡小川町大字奈良梨六六八番地二、最後の住所東京都中央区銀座四丁目九番六号　三原橋ビル七階第一法律事務所
被相続人　亡　川邉　智明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号虎ノ門ESビル一F
相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿六丁目二五番、最後の住所東京都新宿区新宿七丁目二六番四〇―五〇二号
被相続人　亡　柳瀬　美穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
東京都品川区上大崎一丁目一九番三二号ハイツ目黒二〇六池田山総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長尾　愛女

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県見附市名木野町六八四番地甲、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田伏善右エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
新潟県見附市今町二丁目二番一二号
相続財産管理人　**柳**原　和明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区南船場三丁目七六番地、最後の住所岐阜県下呂市乗政一二六七番地五さわやかナーシング下呂
被相続人　亡　浅野　浩道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
事務所岐阜県高山市総和町三丁目二八番地二
相続財産管理人　司法書士　山本　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市上西郷二丁目四五番地、最後の住所岐阜県本巣市七五三　七三五番地
被相続人　亡　柿岡　澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日
岐阜市端詰町五五番地オフィスI・O・P二階　秋保法律事務所
相続財産管理人　弁護士　秋保　賢一